

八重瀬町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年9月29日告示第80号）

最終改正:令和8年4月1日告示第16号

改正内容:令和8年4月1日告示第16号〔令和8年4月1日〕

○八重瀬町成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成18年9月29日告示第80号

改正

平成18年12月26日告示第85号
平成28年3月28日告示第4号
平成28年7月13日告示第17号
平成30年3月30日告示第5号
令和8年4月1日告示第16号

八重瀬町成年後見制度利用支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、認知高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）に対し、後見制度、保佐制度及び補助制度（以下「成年後見制度」という。）利用の支援を行うことにより、要支援者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（支援の種類）

第2条 要支援者に対して行う支援の種類は、審判の請求に要する費用及び成年後見人、保佐人若しくは補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬にかかる費用の助成並びに次の各号に掲げる審判の請求（以下「審判の請求」という。）とする。

- （1）民法第7条に規定する後見開始の審判
- （2）民法第11条に規定する保佐開始の審判
- （3）民法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- （4）民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- （5）民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- （6）民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
- （7）民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判

（支援の対象者）

第3条 この要綱の対象となる要支援者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）町内に住所を有する者。ただし、次のア又はイに該当する者は除く。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項又は第2項の規定に基づく、本町以外の市町村が行う住所地特例対象被保険者
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条第3項又は第4項の規定に基づき、本町以外の市町村の決定により障害福祉サービスを利用している要支援者
- （2）町内に住所を有しない場合であって、次のア又はイに該当する者
 - ア 介護保険法第13条第1項又は第2項の規定に基づく、本町に係る住所地特例対象被保険者
 - イ 障害者総合支援法第19条第3項又は第4項の規定に基づく、本町の決定により障害福祉サービスを利用している又は利用しようとする要支援者
- （3）生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者の場合は本町において受給している者
- （4）その他町長が必要と認める者

（町長への要請）

第4条 次に掲げる者は、前条に該当する要支援者（以下「該当者」という。）がいると判断したときは、町長に対し審判の申立てをするよう要請することができる。

- （1）民生委員
- （2）福祉施設の職員
- （3）在宅福祉サービス提供事業者の職員
- （4）病院又は診療所の職員
- （5）その他本人の日常生活のために有益な援助をしている者

2 前項に規定する要請は、後見開始等審判の申立要請書（様式第1号）により行うものとする。

（調査の実施）

第5条 町長は、前条第1項各号に掲げる者から審判の申立ての要請があったとき、その他必要があると認めたときは、該当者の健康状態、精神状態等について調査するものとする。

2 前項に規定する調査の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）該当者の配偶者及び2親等以内の親族の有無
- （2）該当者と親族の関係
- （3）親族から該当者への虐待、無視等の事実の有無
- （4）該当者と親族との財産争議の事実の有無
- （5）町長が親族に代わって審判の申立てをするべき理由の有無

(親族への説明)

第6条 町長は、前条に規定する調査の結果、審判の申立てを行う必要があると判断した場合において、該当者の2親等以内の親族に審判の申立ての必要性を説明し、親族による申立てを促すものとする。

(審判の申立て)

第7条 町長は、第5条に規定する調査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、審判の申立てを行うものとする。

- (1) 該当者に配偶者及び4親等以内の親族がいない場合
 - (2) 該当者の4親等内の親族の方から審判の申立てを自ら行うとの申し出がなく、2親等内の親族から文書により自ら審判の申立てをしない旨を町長に対して申し入れた場合で、該当者の状況を考慮し、町長が審判の申立てをする必要があると判断したとき。ただし、明らかに文書による申し入れが困難な事由があると認めた場合は、この限りでない。
 - (3) 該当者に4親等以内の親族がいる場合で、当該親族から該当者への虐待の事実が確認され、町長が申立てをする必要があると判断したとき。
 - (4) 親族があっても音信不通の状況等にあるもので、町長が本人の保護のために申立てを行うことが必要と認めたもの
- 2 町長は、該当者において緊急やむを得ない事情が生じ、審判の申立てをする必要があると判断したときは、第5条の規定にかかわらず、調査を省略し、審判の申立てを行うことができる。

(費用の負担)

第8条 町長は、審判の申立てに係る費用について負担するものとする。

- 2 町長は、前項に規定する費用について、家庭裁判所が該当者本人その他の者(以下「関係人」という。)に対しその費用の全部又は一部について負担すべき命令をしたときは、その指定する関係人に対し当該費用を請求するものとする。
- 3 前項に規定する請求は、後見開始等審判の申立費用の請求書(様式第2号)により行うものとする。
- 4 町長は、該当者が次の各号のいずれかに該当するときは、第2項の規定にかかわらず当該費用を請求しないものとする。
 - (1) 生活保護受給者
 - (2) 活用できる資産、貯蓄等がなく、審判の申立てに係る費用の支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者
 - (3) その他町長が認める者(成年後見人等に対する報酬等の助成)

第9条 町長は、成年被後見人等が第3条に規定する者で、次の各号のいずれかに該当する者(以下「対象者」という。)に対し、家庭裁判所が決定した当該成年被後見人等に対する報酬の全部又は一部について助成するものとする。

- (1) 生活保護受給者
 - (2) 活用できる資産、貯蓄等がなく、審判の申立てに係る費用の支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者
 - (3) 成年被後見人等が親族でないとき。
 - (4) その他町長が認める者
- 2 本要綱の申請を行う前に被後見人等が死亡した場合又は審判が被後見人等の死亡後に行われた場合、被後見人等が死亡時に第3条に該当し、かつ本要綱の利用が認められると町長が判断した場合に限り、報酬を付与するとされた成年被後見人等に対して行うものとする。

(報酬の助成金額)

第10条 報酬の助成金額は、民法第862条の規定により、次の表に定める金額を上限として助成するものとする。

成年被後見人等の状況	助成金額
在宅者	月額28,000円
施設入所者	月額18,000円

(助成申請等)

第11条 成年被後見人等に対する報酬等の助成を申請できる者は、対象者又は当該対象者の代理人としての成年被後見人等(以下「申請者」という。)とする。

- 2 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、成年被後見人等の報酬助成申請書(様式第3号)により、町長に申請しなければならない。
- 3 前項の申請書の提出期限は、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定があった日の翌日から起算して2月以内とする。
- 4 第2項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 公的年金等の源泉徴収票、申告書の写しその他収入の分かる書類
 - (2) 金銭出納簿、領収書の写しその他経費の分かる書類
 - (3) 財産目録の写しその他財産状況の分かる書類
 - (4) 報酬付与の審判決定書の写し
 - (5) 登記事項証明書(対象者の代理人として成年被後見人等が申請する場合に限る。)
 - (6) 介護保険被保険者証の写し又は障害福祉サービス受給者証の写し(利用者のみ)

5 町長は、第2項の申請があったときは、これを審査し、助成の可否及び助成額について、申請者に対し、成年被後見人等の報酬額の決定(却下)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(助成金の請求等)

第12条 前条の規定により助成の決定を受けた申請者は、成年被後見人等の報酬助成金請求書(様式第5号)により、当該決定された助成額を請求するものとする。

2 助成額の支払は、前項に規定する請求に基づき、対象者名義の金融機関への口座振込にて行う。

(助成金の返還)

第13条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(利用終了の届出)

第14条 要支援者の成年被後見制度の利用が終了したときは、当該支援者又はその成年被後見人等であった者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日より施行する。

附 則（平成18年12月26日告示第85号）

この告示は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第4号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月13日告示第17号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第6条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第5号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日告示第16号）

この告示は、公表の日から施行する。
